

2 福 監 第 163 号
令和 2 年 9 月 4 日

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊男
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏和

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 12 日付け 2 財第 979 号で審査に付された令和元年度に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果は、次のとおりです。

第 1 審査の概要

1 審査の基準

本件の審査は、福島県監査委員監査基準（令和 2 年福島県監査委員告示第 10 号）に基づき実施しました。

2 審査の種類

健全化判断比率等審査

3 審査の対象

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (3.75%)	－ (8.75%)	8.3% (25.0%)	123.7% (400.0%)

(注) 「－」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がありません。

(注) () 書きの比率は、早期健全化基準です。

(2) 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
福島県港湾整備事業特別会計	－	
福島県流域下水道事業特別会計	－	
福島県工業用水道事業会計	－	
福島県地域開発事業会計	－	
福島県立病院事業会計	－	

(注) 「－」は、資金不足額がありません。

(注) 各会計ごとの経営健全化基準は 20% です。

(3) 比率算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

- (1) 健全化判断比率及び資金不足比率は、法令等に基づき適切な算定要素を用いて適正に算定されているか。
- (2) 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- (3) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

5 審査の実施内容

(1) 審査の期間

令和2年8月12日から同年9月4日まで

(2) 審査の方法

審査は3(3)の書類を確認し、決算審査の結果を踏まえて行いました。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められます。

2 意見

特に指摘する事項はありません。

なお、令和2年度は復興・創生期間の最終年度であることから、これまでの取組を具体的な成果につなげるよう、引き続き必要な財源の確保と効率的・効果的な事務事業の執行に努めるとともに、財政健全化判断比率及び資金不足比率に十分に留意し、財政の健全化に努めてください。